

国立大学法人琉球大学教員選考基準（千原事業場・上原事業場・西表事業場）

第6条ただし書に関する申合せ

（ 令和 2 年 1 月 3 1 日
学 長 裁 定 ）

国立大学法人琉球大学教員選考基準（千原事業場・上原事業場・西表事業場）第6条ただし書に規定する「公募を要しない特段の事由」がある場合は、以下のとおりとする。

1. 上位ポストを下位流用している者を対象として、当該ポストを用いて内部昇任（公募によらない内部からの昇任による教員選考人事。以下、同じ）を実施する場合。
2. 大講座制を採りながらも、教授、准教授、講師及び助教という体制が整っていない特定の教育研究領域（分野）（小講座として見た場合に不完全となっているものをいう。）において、上位の空きポストを用いて内部昇任を実施せざるを得ない場合。
3. 前各項に掲げるもののほか、各学部等の長からの申出に基づき、全学教員人事委員会が承認する場合。

附 則

この申合せは、令和2年1月31日から実施する。